

答申行政第114号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年4月7日付け、〇〇局農第1-10号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和5年3月30日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（7）までの公文書の開示請求を行った。

- (1) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇市農業委員会長〇〇〇〇様宛て、意見書
- (2) 平成〇年〇月〇日付け、要望書、〇〇市長〇〇様
- (3) 平成〇年〇月〇日付け、意見書、〇〇市農業委員会長様
- (4) 平成〇年〇月〇日付け、岡山県知事石井正弘様
- (5) 平成〇年〇月〇日付け、責任代表者宛ての回答書
- (6) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇県民局長宛ての通知書
- (7) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇〇〇様、〇〇市〇〇地内の看板撤去の件について

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の（1）から（7）までの公文書（以下「本件一部開示文書」という。）と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和5年4月7日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇市農業委員会長宛て意見書
- (2) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇市長宛て要望書（写）
- (3) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇市農業委員会長宛て意見書
- (4) 平成〇年〇月〇日付け、岡山県知事宛て申し入れ書（写）
- (5) 平成〇年〇月〇日付け、責任代表宛て岡山県〇〇県民局長回答書（写）
- (6) 平成〇年〇月〇日付け、岡山県〇〇県民局長宛て通知書
- (7) 平成〇年〇月〇日付け、岡山県〇〇県民局長回答書（写）

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。

文書	開示しない部分	開示しない理由	
		条例該当条項	理由
前記2 (1)	「意見書」中の個人の「住所及び氏名」	第7条 第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。

	「意見書」提出者の「住所氏名及び印影」	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
前記2(2)	「要望書(写)」中の個人の「住所及び氏名」	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
	「要望書(写)」中の法人等の名称	第7条第3号	是正措置を講じることを要する事案に係る意見書であることから、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
	「要望書(写)」提出者の「法人等代表者氏名及び印影」	第7条第3号	是正措置を講じることを要する事案に係る意見書であることから、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
前記2(3)	「意見書」中の個人の「住所及び氏名」	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
	「意見書」提出者の「法人等代表者氏名及び印影」	第7条第3号	是正措置を講じることを要する事案に係る意見書であることから、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
前記2(4)	「申し入れ書(写)」中の一部記述	第7条第2号	記述内容は、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	「申し入れ書(写)」の申し入れ者の「住所氏名及び印影」	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
前記2(5)	「回答書(写)」中の申し入れ者の「住所」「氏名」	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
	「回答書(写)」中の記2の記述	第7条第2号	記述内容は、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
前記2(6)	「通知書」中の一記述	第7条第6号イ	記述内容は、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、土地に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		第7条	公にすることによって、個人の権利利益を害す

		第2号	るおそれがあるため。
		第7条 第3号	記述内容は、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、法人等の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるおそれがあるため。
	「通知書」中の個人の「氏名及び印影」	第7条 第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。
前記2 (7)	「回答書(写)」中の個人の「住所及び氏名」	第7条 第2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令和5年4月14日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和5年9月20日付けで、岡山県行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

〇〇局農第1-10号の公文書一部開示決定通知書の全開示を求める。

本案件は個人のプライバシーよりも、農地法(昭和27年法律第229号)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)(以下「農地法等」という。)よりも、公共の福祉を優先してしかるべき処分である。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇市〇〇の農地法等違反事案(以下「本件違反事案」という。)を解決することは、公共の福祉に役立つため、個人のプライバシーよりも、公共福祉のために個人情報等を全開示し、この案件に対して、興味・関心のある人々の話し合いの場を持つことによって、問題解決の糸口を見出すため。

そもそも、この問題のテーマは、県の行政の不手際、あるいは法律の不備によって、平成〇年頃に農地法の指導に違反した建物が完成し、それを、県が違法建築だから撤去しなさいという看板を上げており、私はずっと近所に住んでいるので、車で通れば否応なしに看板が目に入る。

始めは、看板を撤去すれば、それで問題解決するのかと思っていたが、そういう簡単な問題ではない。

そして、一番おかしいことは、県民局長名で看板が上がっているが、平成〇年か平成〇年頃に、本件違反事案に関する法律上の権限が〇〇市に移行しており、県民局長には、法的に何の権限もないにもかかわらず、県民局長名で、平成〇年から5年ごとに〇〇市の農村整備課に設置許可申請をして、設置していることである。

こういうこと自体が、県の行政そのものが理屈に合わない、筋道の通った行政がなされていないことを、県自身が第三者に、あるいは地元の人や県外の人に証明しており、これほど恥ずかしいことはないことである。

そして、隣に〇〇市としては大きな小学校もあり、その看板や、違法建築の、人の住んでいない大きなマンションを見て小学校を卒業していく子供に対しても、非常に悪い幼児期のトラウマとして残る。

しかし、〇〇市も〇〇市議会議員も、平成〇年、平成〇年から、何の行動も発言もしない。当たらず触らずで、見て見ぬふりをして、今まで来ている。

それは、私としては、どうしても耐え難い、情けない。何の役にも立たない看板、害がある看板を、ずっと、違法に設置しており、それを、無理やり〇〇市に許可をさせている。

そして、県から市に権限が移譲されたときに、県との約束があったのかどうかというところを開示請求したところ、何もなく、全く根拠はないとのことであった。

だから、これをずっとしてきている県の責任というか、法律を守るという意識を県の人に持ってもらわなければ困る。なぜ、こんなことになったのか。県職員には、本心から法律を守る意思がない。

だから、そういう事件での、今回の開示請求で、判断は、この問題をどうして解決すればいいかというときに、違法行為をした人に責任を持たせて建物を撤去させるというのは、今となっては、もうどうしようもない。法的には、弁護士や職員で400ページの文書を作って裁判したが、それはもう全くのどぶに捨てた金で、その責任は法の不備にもあったようだが、何も問題解決になっていない。

だから、結果論だが、もう「幽霊屋敷」で2、3人しか住んでいない建物を何十年も放置し続ける行政は、絶対に許せない。

いろいろと、県の職員と、他にも農水省本省等を巻き込んだの話をしている。県の職員に法律を守る意思がないから、どうしようもない。

この開示請求の案件に関しても、県民局で申請をさせないといって、県の職員が申請行為を妨害する。それがもう岡山県職員の体質になっている。

だから、そういうところを、ただ表面的に個人情報云々と言うが、基本的に今の日本に個人情報は無い。そういう建前だけで、実質はもう個人情報は無い。

そして、本件違反事案に対して申出などを行っている関係者もいるが、その人は名前を公表して申出をされているわけだから、もう20年近く前のことで、そのときの意見を言った人の名前を公表しないというのは、どういう公益、私益があるのか。

この現状がなければ別だが、何十年も誰も住まない大きなマンションが農業振興地域の中に建っている。農業上の実害はほとんどないと私は見ているが、やはり法律というのはみんな守らないといけない。だから、それをいかに守らせるか、それを運用するかが行政官の腕で、それができないはずがない。

この問題を解決するのは、とにかくみんなで話し合っ、法律以前の社会常識、公共の福祉という観点で、とにかく現状のあるものを利用するか、あるいは誰かがお金を出してそれを撤去してしまうか、その二つに一つしかない。

そこで、自分としては、もうあるものだから、とにかく生かすようにしようというアイデアを出して、10年前から、県民局、市役所に合計100回以上は通っているが、それを積極的に解決しようとする意思が、県民局にない。自分達の過失であるが、その過失を解決しようとする人間の情報開示請求を妨げるなど、言語道断である。ただ単にプライバシーといった問題で、この問題を解決しない。今の岡山県の職員のレベルでは、そういうことである。

個人情報保護など、非民主的な時代には大きな価値があったが、今は、発言すれば誰が発言したかということは公にすることが民主主義の基本ではないか。それが嫌な人は発言しない。それを、臭いものには蓋をするという対応を県の職員はした。多分ここにおられる委員方々も、そうされるだろうということを覚悟の上で、これはもう無駄になっても構わないが、とにかく、今の岡山県職員の行政のやり方、考え方を根本から変えなければ、他の県との競争に勝てない。

個人個人と話せばちゃんと話についても、組織としてとなったときは、その意見が表に出ないので、どうにもならない。個人としては正しいと思うことも、組織の中では主張できない風土があるのだから、どうしようもないだろう。それは、職員が人間としての仕事をしていないということであるから、大変なことである。

この問題も、20年も経ってもどうにもならず、そこに住んだ者は差別される。そこに住んだら、隣にある小学校に通いたくても転居が認められないような建物が、20年もそこにある。それに対して、県が堂々と撤去を求める看板を立てている。撤去を求める看板を立てるなら、なぜ20年も、県が自分たちの責任で解決せずに放っておくのか。日本中探しても、そういうところはない。最低限の限度というものは、やはり最低限守ってもらわなければならない。

だから、私はこれに対して10年関わっている。思いはずっとその前からあったが、余裕もなく、少しの期間は仕方がないので辛抱しないといけないと思った。しかし、私がこんなに動き回っても、全くなんの効果もない。私の動き方が悪いと言われればそれまでだが、岡山県は恐ろしい世界である。だから、岡山県の中学、高校の教育が、もう過去何十年間の間に狂ってしまっていたのだと思う。人間の人格を育成しておらず、ごまかすことばかり考えるような教育をしてきている結果だと思う。

そういうことで、当審査会も、非常事態だと思って、命をかけて日々の仕事をしてもらいたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人から開示請求のあった7件の公文書は、審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで開示請求し、令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に一部開示及び写しの交付を行った〇〇市〇〇地内の農地法等違反事案に関し事案発生（平成〇年）か

らの一連の公文書のうちの一部について、再度開示請求がなされたものである。

当該事案は、〇〇市〇〇地内において、二階建て農家住宅及び倉庫の建築を目的として農地転用許可を受けた事業者が、県が発出した原状回復命令、転用許可条件順守命令及び工事等停止命令を無視し、未許可農地を含む土地に六階建ての賃貸共同住宅2棟を建築した極めて悪質な事案である。

原状回復がなされておらず建物は現存し、農地法等違反が継続していることから、〇〇県民局は〇〇市とともに違反告知看板を設置している。

(2) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

請求のあった7件の公文書に記述されている個人の住所、氏名及び印影は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当することから、条例第7条第2号の規定により非開示としたものである。

また、請求のあった公文書「平成〇年〇月〇日付け、岡山県知事宛て申し入れ書(写)」及び「平成〇年〇月〇日付け、責任代表宛て岡山県〇〇県民局長回答書(写)」は、農地法違反に対して嚴重な措置を求める岡山県知事への申入れと申入れに対する岡山県〇〇県民局長の回答書である。当該公文書の一部に、事実関係が明らかでない特定個人の行為等に関する記述があり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため、条例第7条第2号の規定により非開示としたものである。

さらに、請求のあった公文書「平成〇年〇月〇日付け、岡山県〇〇県民局長宛て通知書」は、〇〇県民局が設置している違反告知看板の撤去等を求めるものであるが、当該公文書の一部に特定個人による行為等に関する記述があり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため、条例第7条第2号の規定により非開示としたものである。

審査請求人は、審査請求書において、開示請求した公文書は、本件違反事案の解決という公共の福祉に役立つものであり、個人のプライバシーよりも優先されると主張している。

しかし、条例第7条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判断できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非開示としている。

また、本号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、例外的に非開示情報から除くとされているが、本件については非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の利益があるとは認められない。

なお、条例第3条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重

するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、条例第7条第2号の解釈及び運用に当たってはこの規定の趣旨を十分尊重し、特に嚴重に取り扱う必要がある。

- (3) 条例7条第3号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報と規定している。

請求のあった公文書「平成○年○月○日付け、○○市長宛て要望書（写）」及び「平成○年○月○日付け、○○市農業委員長宛て意見書」は、違反転用事業者が、県の二度にわたる原状回復・転用許可条件順守の勧告の後に岡山県知事に提出した「農地転用事業計画変更承認申請書」に添付されていたものである。

その内容は、是正措置を勧告されている法令違反を容認する内容であることから、法人等の名称、法人等代表者氏名及び印影を公にすることにより、当該法人等の名誉、社会的信用、社会的評価等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるものに当たるため、条例第7条第3号の規定により非開示としたものである。

また、当該要望書（写）及び意見書は、提出に当たり広く公にされることを前提としておらず、法令違反を容認する内容であることから、通常、提出者が公開を望まないことが考えられ、自らの意図に反してそれが公開されると、農地に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

請求のあった公文書「平成○年○月○日付け、岡山県○○県民局長宛て通知書」に記述された一部の内容は、法人等又は事業を営む個人の事業活動に関するものであるが、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるものに当たるため、条例第7条第3号の規定により非開示としたものである。

なお、本号ただし書において、公にすることが公益上必要であると認められるものは、非開示情報から除くとされているが、本件については、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

- (4) 条例第7条第6号は「県の機関、国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、本号のイからホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

請求のあった公文書「平成○年○月○日付け、岡山県○○県民局長宛て通知書」に記述された一部の内容は、事実関係が明らかでないことから、公にすることによって、法令違反に対する対応等、土地に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たるため、条例第7条第6号イの規定により非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、上記第2の1の（1）から（7）までの公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

（1）条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情

ハ 略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四・五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ 略

七 略

(2) 条例第8条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

3 本件対象公文書の特定及び非開示理由に係る条例の該当性について

(1) 本件対象公文書の特定について

実施機関は、本件一部開示文書を本件対象公文書と特定しているが、審査会において、本件一部開示文書を見分し検討したところ、本件一部開示文書を本件対象公文書と特定した実施機関の判断は、妥当であると認められた。

(2) 非開示理由に係る条例の該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

本件一部開示文書(1)から(7)までにおいて、実施機関が条例第7条第2号本文前段に定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、特定の個人を識別することができる氏名、住所又は印影が記録されていると認められたため、実施機関の判断は妥当である。

また、本件一部開示文書(4)及び(5)において、実施機関が条例第7条第2号本文後段に定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、個人が行ったとする行為についての記述がなされているが、当該記述内容は事実関係が明らかでなく、特定の個人を識別できる氏名等の記述はないものの、開示された部分の記述内容から当該行為を行ったとされた個人が推認される可能性が否定できないことから、当該記述内容を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、実施機関の判断は妥当である。

さらに、本件一部開示文書(6)において、実施機関が条例第7条第2号本文後段に定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、個人が行うとする行為についての記述がなされており、特定の個人を識別できる氏名等の記述はないものの、開示された部分の記述から当該行為を行うとされた個人が推認される可能性が否定

できないことから、当該記述内容を開示することで、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、本件違反事案を解決することは公共の福祉に役立つことから、本件違反事案に対して興味・関心のある人々の話し合いの場を持つことによって問題解決の糸口を見出すために、個人のプライバシーよりも公共の福祉が優先されるべきであり、また、本件違反事案に対して申出等をしている関係者は氏名を公表して申出をしているのであるから、当該申出者の氏名を公表しない公益及び私益は認められず、そもそも、今の日本において、個人情報には建前だけであり実質はないことから、個人情報等を全部開示すべきであると主張している。

しかしながら、実施機関が非開示とした情報には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、当該情報が開示されないことにより保護される個人の権利利益に優越して公にすることが必要となる特段の事情があるとは認められず、また、本件違反事案に対して申出等を行っている関係者は、申出の相手方である行政機関に対して自己の氏名等を通知しているにすぎず、そのことをもって、申出者の氏名等が公表されていると認めることはできないし、もとより、行政情報の公開に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮がなされなければならないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 条例第7条第3号該当性について

本件一部開示文書（2）及び（3）において、実施機関が条例第7条第3号に定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、特定の法人の名称、代表者の職・氏名又は印影が記録されており、本件一部開示文書（2）及び（3）は、〇〇市長又は〇〇市農業委員会会長に対して、農地法等に違反して建築中の建物を早急に完工させるよう指導することを求める、いわば、是正措置を勧告されている法令違反を容認するものとも受け取れる要望書又は意見書であることから、当該記録内容については、公にすることにより、当該法人の名誉、社会的信用、社会的評価等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものであると認められ、また、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

また、本件一部開示文書（6）において、実施機関が条例第7条第3号に定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、当該箇所には、特定の法人が行っている行為についての記述がなされているが、当該記述内容については、事実関係が明らかでなく、開示することで当該法人の社会的信用、社会的評価等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものであると認められ、また、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第7条第6号イ該当性について

本件一部開示文書（6）において、実施機関が条例第7条第6号イに定める非

開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、当該箇所には、本件違反事案に関して事実関係が明確ではない内容の記述がなされており、当該記述内容を公にすることによって、農地法等の適用に関して誤認を招き、あるいは、法令違反への対応に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 9月20日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 2月22日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和6年 3月19日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 4月17日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 5月20日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和6年 6月19日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和6年 7月31日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。